

水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年五月二十日法律第二十二号）（抄）
附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。